

復興大臣 西 銘 恒 三 郎 様

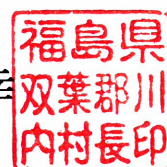
要 望 書

令和4年5月31日

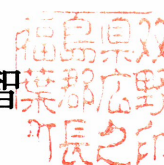
福島県田村市長 白石 高 司



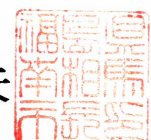
福島県双葉郡川内村長 遠藤 雄 幸



福島県双葉郡広野町長 遠藤 智



福島県南相馬市長 門馬 和 夫



東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から
1 1 年 2 か月が経過したにもかかわらず、未だに風評等による影響
は大きな課題となっており、この解決に向け我々被災自治体は、一
刻も早い復旧・復興に向け全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、今もなお、多くの住民が避難生活を継続し、帰還
した住民においても、健康面や経済面において不安を抱えた生活を
送っております。

また、未だ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症は、地域
経済にさらなる打撃を与え、復興から創生へ向かう被災地に多大な
影響を及ぼしていることから、感染防止対策に加え、いわゆる「w
i t h コロナ」における経済再生が急がれる局面を迎えておりま
す。

これらを踏まえ、第 2 期復興・創生期間においては、復興はもと
より、次なるステージに向けて発展、加速化していくため、住民の
生活再建に対する継続的な支援や産業基盤再生への様々な支援、さ
らには、移住・定住促進への支援が必要不可欠であります。

つきましては、下記の内容について確実に対応をいただくよう、
強く要望いたします。

記

1 医療費の一部負担金等の免除に対する財政支援について

避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険の利用者負担金、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の全額免除について、将来的に全額免除を縮小、終了する場合は、激変緩和措置を講ずるとともに、当該被保険者への十分な周知期間を確保すること。

また、高齢者をはじめとした被災住民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援の充実を図ること。

2 高速道路無料措置の継続について

現在も多く住民が福島県内外に避難をしている状況にあることから、一時帰宅等の経済負担を軽減するため、高速道路の無料措置については令和5年度以降も継続して実施すること。

3 復興に関する補助金等の事業継続及び財源確保について

原子力被災地域等の産業復興及び地域経済の発展のため、次の補助金等について、令和5年度も十分な予算を確保した上で事業を継続すること。

現在も農林業を中心に出荷規制や土地利用の制約が継続していることもあり、依然として、震災前の生業が営めない地域が残ることから、農林業者や法人等が、農林業をはじめとする新たな事業にチャレンジできるよう、また、民間活力による新たな産業を創出できるよう、柔軟な補助制度を導入するなど支援体制の強化を図ること。

特に、事業再開・帰還促進交付金を活用した原子力被災地域にお

ける需要を喚起する取組等により、住民の帰還を促進するための事業等については、新型コロナウイルス感染症の長期化により事業の実施が困難となっている状況から、事業継続のため、期間の延長も含め、予算を追加配分すること。

また、地域復興実用化開発等促進事業費補助金や被災地域農業復興総合支援事業については、複数年の事業計画に対応できるよう柔軟な制度とすること。

- ・被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）
- ・被災地域農業復興総合支援事業（福島再生加速化交付金）
- ・福島県営農再開支援事業
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ・福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金
- ・福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金
- ・地域復興実用化開発等促進事業費補助金

4 第2期復興・創生期間における支援について

第2期復興・創生期間においても切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、十分な体制、復興の進度に応じた柔軟な制度、安定的な財源を確保するとともに、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

特に、移住・定住の促進及び風評の払拭に向けた取組については、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行うこと。

5 医療提供体制の再構築と保健医療福祉人材の確保について

原子力災害の影響等による深刻な医師不足の状況に鑑み、国が前面に立って、被災地域の医療崩壊の危機を乗り越えるための手立てを十分に講じ、安定的で持続可能な医療体制と医療環境の構築に向

けた支援策や財政支援を講ずること。

特に、次代を担う子どもたちの安全・安心の確保に加え、被災住民のこころのケアや認知症等の精神疾患への対応や歯科を含めた医療環境の維持を図るため、医療施設の整備に対する補助や慢性的に不足する医師・歯科医師の安定的・継続的な派遣や確保など、実効性のある支援策を講ずること。

また、避難指示解除地域では、高齢者の帰還住民の割合が高くなることが見込まれるが、深刻な介護人材不足により必要な介護サービスが提供されない状況にあることから、以下の支援策を講ずること。

- ・被災地における福祉・介護人材確保事業における研修受講費・就職準備金の貸与及び住まいの確保支援。全国社会福祉法人等からの対応職員に対する給与差、赴任、通勤等に係る経費の支援。
- ・経営環境が整うまでの緊急避難措置としての、介護保険施設や訪問介護事業所等に対する運営費の支援。
- ・高齢化が進み後継者不足となっている医科・歯科における医業承継に伴う医師確保にかかる経費の支援。